

## 資料 1: スtockホルム宣言

アジア、アフリカ、ヨーロッパ、中近東、南北アメリカおよびカリブ地域からの 200 名以上の代表と参加者(注1)からなる死刑廃止のためのストックホルム会議は、

死刑がこの上もなく、残虐、非人道的かつ屈辱的な刑罰であり、生きる権利を侵すものであることを想起し、死刑が反対派、人種、民族、宗教およびしいたげられた諸集団に対する抑圧の手段として、しばしば行使され、

死刑の執行が暴力行為であり、暴力は暴力を誘発しがちであり、  
死刑を科し、それを執行することは、その過程に関わるすべての者の人間性を傷つけており、  
死刑が特別な抑止効果を持つことはこれまで証明されたことはなく、  
死刑がますます、説明不能な「失踪」、超法規的な処刑、および政治的な殺人の形をとりつつあり、  
死刑執行は取り返しがつかず、しかも無実の人に科されることがありうることを考慮し(注2)、  
自国の管轄圏内にあるすべての人の命を例外なく保護することが、国家の義務であり、政治的強制を目的とする死刑執行は、政府機関によるものであれ、他のものによるものであれ、等しく容認されえず、  
死刑の廃止がこれまで宣言された国際的な基準の達成にとって不可欠のものであることを確認し、  
死刑に対して全面的かつ無条件に反対すること、  
いかなる形にせよ、政府により犯された、あるいは黙認されたすべての死刑執行を非難すること、  
死刑の世界的規模での廃止のために活動すると誓約することを  
宣言し、

国内的および国際的な非政府系機関に対して、死刑の廃止という目的に資する情報資料を人々に提供するため、集団的および個別的に活動すること

すべての政府に対して、死刑の即時・全面的な廃止を実現すること

国際連合に対して、死刑が国際法違反であると明白に宣言することを要請する。

1977年12月11日

アムネスティ・インターナショナル 死刑廃止のためのストックホルム会議

注1: 法律家、裁判官、政治学者、心理学者、警察関係者、刑罰学者、神学者、ジャーナリストなどが含まれていた。

注2: スtockホルム会議では、この7つの事項の各々について論拠を提出している。

## 資料 2 :

### アムネスティ国際声明:袴田巖さんの死刑の執行を停止し、死刑囚監房から解放するよう求める

アムネスティ・インターナショナルおよび死刑に反対するアジアネットワーク(ADPAN)は、法務大臣に対し、刑事訴訟法 479 条に基づき、袴田巖さんの死刑の執行を停止し、死刑囚監房から彼の身柄を移すよう要請する。刑事訴訟法 479 条は、精神障がいに苦しんでいることが判明した者について、死刑の執行を停止することを規定している。

3 月 10 日に 75 歳の誕生日を迎える袴田巖さんは、1968 年以降、死刑囚として投獄されている。彼は、1966 年に彼が勤務していた工場の専務とその妻、および子ども二人が殺害された事件で罪を問われ、不公正な裁判によって死刑判決を受けた。

彼の死刑判決が確定してから数カ月後、彼の行動や思考に、深刻な精神障がいの兆候が現れはじめた。拘置所当局は、彼の家族や弁護士にさえ彼の医療記録を明らかにすることを拒否している。袴田さんは依然として、深刻な精神障がい苦しんでいる。

袴田さんは、弁護士の立ち会いがないまま、20 日間に渡って警察による取調べを受け、その後に自白した。後に彼は、取調べ中に暴力と脅迫を受けたと証言し、自白を撤回した。袴田さんに死刑判決を下した第一審の裁判官の一人である熊本典道さんは、袴田さんが無実であると確信していたが、合議によって死刑判決となったことを 2007 年に公表した。

数ヶ月前に袴田さんと面会した人物によると、袴田さんが「戸惑い、混乱して取りとめのない」様子に見えたという。袴田さんは、高血圧の症状に対する服薬を拒否しているとの情報があり、糖尿病も患っている。

彼の弁護団、家族そして支援者たちは、袴田さんの死刑の執行停止と釈放を求めている。また、彼らは再審も請求している。この再審請求は、彼を有罪とする証拠の信頼性に対する懸念に基づくものである。日本においては 1975 年以降、死刑判決が減刑されたことはない。

アムネスティはさらに、日本政府に対し、精神障がいの可能性を示す確かな証拠があり、刑訴法 479 条の対象に含まれる可能性がある全事件について、ただちに独立した調査を行うよう要請する。

日本では死刑執行は絞首により、通常秘密裏におこなわれる。死刑確定者は、執行されることを当日の朝に知らされ、その家族に対しては執行後に告知されるのみである。

このことは、死刑確定者がつねに執行の恐怖に怯えながら暮らしていることを意味する。何年、何十年もこうした暮らしを続けるうちに、「うつ」状態となり、精神障がいの症状を示す死刑囚もいる。

死刑は生きる権利の侵害であり、アムネスティはあらゆる死刑に対して、犯罪の種類や、犯罪者の特徴、国家が処刑に用いる方法に関わらず、例外なく反対する。アムネスティは日本政府に対し、死刑廃止に向けた第一歩

として、直ちにすべての死刑囚を減刑し、公式に死刑の執行を停止するよう求める。

死刑に反対するアジアネットワーク(ADPAN)は、アジア太平洋地域の 23 カ国から、50 以上の NGO、弁護士、ジャーナリスト、人権擁護活動家らによって構成される地域ネットワークである。ADPAN は、アジア太平洋地域のすべての国家において死刑の廃止を目指すキャンペーンを行っている。

千葉景子元法相によって設置された「死刑の在り方についての勉強会」は、現在の江田法相の下でも活動を続けているが、結論を出す時期は明らかにされていない。

2011 年 3 月 10 日  
アムネスティ・インターナショナル日本

### 資料 3 :

#### NGO 共同声明:市民が死刑判決に参加する社会に反対し、死刑廃止に向けた議論を求める

私たちは、すべての人びとの人権を保障するという観点から、いかなる場合においても、国家が市民の名の下に死刑という判断を下してはならないと考えます。

そして、死刑制度について十分な情報公開や議論もなされないまま、市民が直接関与して多数決で死刑を言い渡すことができる現在の裁判員制度が進んでいくことに対し、改めて強い懸念を表明します。そして、日本政府および国会に対し、ただちに死刑執行を正式に停止し、死刑廃止に向けた公的な議論を進めるよう要請します。

死刑は、生きる権利の侵害であり、残虐で非人道的かつ尊厳を傷つける刑罰です。いまや、世界の 7 割の国々が、この死刑という刑罰を拒否し、法律上あるいは事実上の廃止に踏み切っています。死刑は、暴力を制圧するために暴力を用いるという、憎しみと報復の文化を広げるだけです。そして、このような制度への協力を市民に求めることは、暴力の文化を社会のすみずみに広げることに他なりません。国家がなすべきことは、あらゆる人びとの人権を尊重しつつ、犯罪が起こりにくい社会を作ることであり、死刑という国家の殺人によって、悲しむ遺族を増やすことではないはずです。

日本の死刑制度は、依然として秘密主義のベールで隠されています。例えば、死刑確定者の日々の処遇状況や健康状態、死刑執行命令を出すに至る一連の手続き、さらに死刑執行に関わる刑務官や医務官にのしかかる精神的な負担など、死刑制度の現実是不透明なままです。裁判員に選ばれる市民に対して、死刑制度の問題性や残虐さを十分に認識した上で、量刑を適切に判断することができるような情報はほとんど提供されていません。

また、日本の刑事司法制度では冤罪事件が相次ぎ、捜査取調べ中の自白強要や捜査当局による証拠改ざん事件など、数多くの問題が明るみに出ています。国連などからも、再三にわたって日本の刑事司法が国際人権基準を満たしていないとして、強い懸念表明や改善勧告がなされています。死刑制度についても、戦後 4 件の再審無罪事件があり、無実を叫びながら死刑を執行された飯塚事件のように、死後再審の請求も申し立てられています。

私たちは、日本政府に対し、ただちに死刑執行を正式に停止するよう要請します。また同時に、人の命を奪うという重大な判断と責任を裁判員に負わせることで死刑制度を社会に広げるのではなく、今こそ立ち止まって、死刑制度の現実についてきちんとした情報公開を行い、死刑廃止に向けた公的な議論を進めるよう要請します。

2010 年 11 月 16 日

#### 呼びかけ団体

死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム 90

社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本

NPO 法人 監獄人権センター

**共同声明・賛同団体： 21団体**

国連・憲法問題研究会

ビデオプレス

死刑廃止国際条約の批准を求める四国フォーラム

ハンドインハンド岡山

出版労連 三一書房労働組合

死刑廃止を求める市民の声

日本基督教団東京復活教会

かたつむりの会

死刑廃止フォーラム in おおさか

林眞須美さんは無実! あおぞらの会

日本消費者連盟関西グループ

日本キリスト教婦人矯風会「法制度を考える会」

NPO 法人青森ヒューマンライトリカバリー

憲法9条世界へ・未来へ秋田連絡会

日本キリスト教団 北松戸教会

全国「精神病」者集団

無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会

東京拘置所のそばで死刑について考える会(そばの会)

大道寺将司くんと社会をつなぐ交流誌 キタコブシ

「死刑を止めよう」宗教者ネットワーク

永山子ども基金

#### 資料 4 :

#### アムネスティ日本支部声明：「秘密主義を止め、死刑制度の現実についての情報公開を」

アムネスティ・インターナショナル日本は、日本政府に対し、刑場の公開にとどまらず、死刑確定者の処遇、死刑執行に至る過程などを含む死刑制度の現実について、徹底した情報公開を行うよう要請する。

本日、日本政府は、東京拘置所の刑場についてマスメディアに公開した。しかし報道によれば、公開の際、死刑執行に使用されるロープは外された状態で、踏み板が開く様子は公開されず、死刑確定者の死亡を確認する執行室の下の部屋も非公開とされた。アムネスティ日本は、今回の公開が死刑執行の残虐さを隠そうとする、不十分な公開であったと考える。そもそも日本の死刑制度は、依然として秘密主義のベールで隠されており、今回の公開だけでは日本の死刑の現実がどのようなものであるかを知ることはできない。

例えば、法務大臣が死刑執行命令を出すに至る一連の手続きは、執行の順番がどのように決められるのかなど、詳細がまったく明らかにされていない。再審請求中の死刑執行や再審請求準備中の死刑執行についても、政府は、「法務大臣が再審や恩赦などに関する事由の有無を慎重に検討し、これらの事由等がないと認めた場合に執行する」と答弁しているが、実際にどのような検討が行われているのかは不明である。また、死刑執行に関わる刑務官や医務官には、きわめて強い精神的負荷がかかると考えられるが、彼らの心身の健康に対する何らかのケアがなされているのか、という点も明らかになっていない。

さらに、死刑確定者は外部との面会が厳しく制限されているため、実際にどのような処遇に置かれているのか、非常に限られた情報しかない。死刑確定者の健康状態についても、死刑確定者が自らの診察記録の開示を申請しても認められず、独立した医療専門家による調査も認められない。日本の刑事訴訟法 479 条 1 項には、「心神喪失」の場合には死刑の執行を停止するとされているが、死刑執行に際して死刑確定者の精神状態を審査する手続きも不明である。

2007 年、国連の拷問禁止委員会は日本政府に対し、「精神障がいの可能性のある死刑確定者を識別するための審査の仕組みが存在しない」と指摘し、「死刑確定者とその家族のプライバシー尊重のためと主張されている、不必要な秘密主義と処刑の時期に関する恣意性」について、深刻な懸念を表明している。

国連の「超法規的、即決あるいは恣意的処刑に関する特別報告者」は、2006 年の報告書の中で、次のように指摘している。「十分な情報を持った上での死刑についての公の議論は、その運用についての透明性が確保されなければ不可能である。ある国が一方で世論に従うといいながら、一般社会に対して死刑の運用についての情報の提供を意図的に拒んでいるというようなことは、筋が通っていない。一般社会の人びとは、ほとんど何も知らないに等しい状態で、どうして死刑制度に賛成だなどということができるだろうか。もしも世論というものが国にとって重要な考慮事項なのだとしたら、政府は関係する情報を入手できるようにし、できるだけ情報を得たうえで意見が出せるようにしなければならない。」\*1

アムネスティ日本は、日本政府に対し、ただちに死刑の執行を停止し、その上で、死刑制度に関する秘密主義を止め死刑制度の現実を明らかにし、死刑廃止に向けた公の議論を行うよう要請する。特に、以下の点につい

て情報を公開するよう、日本政府に強く要請する。

- ・ 法務大臣が死刑執行命令を出す際の命令書の起案・決済の手続きの詳細と、執行の順番に関する基準とその決定担当官あるいは部署
- ・ 死刑確定者が再審や恩赦を請求中あるいは請求準備中である場合の検討手続きと、そうした場合に死刑執行命令を出すか否かの判断基準
- ・ 精神障がいや拘禁反応が出ている死刑確定者の人数と治療状況の詳細。また、死刑執行に際して、死刑確定者の精神状態を審査する手続きの詳細

さらに、日本政府に対し、早急に死刑確定者やその弁護人が診察記録を入手できるようにし、外部医療機関の専門家による診察の機会を保障するよう、アムネスティ日本は要請する。

\*1 Alston, Philip, Transparency and the Imposition of the Death Penalty, Report of the Special Rapporteur on extrajudicial, summary or arbitrary executions, UN Doc. E/CN.4/2006/53/Add.3, 24 March 2006,

2010年8月27日  
アムネスティ日本支部声明

## 資料 5

### アムネスティ国際声明：「精神障がいを持つ死刑囚への死刑執行の停止を」

日本政府が、精神障害を持つ死刑囚を処刑し続けることは、非人間的であり、終りにしなくてはならない。アムネスティ・インターナショナルは本日、日本において死刑判決を受けた精神障害者の処遇に関する新しい報告書を発表し、そのように述べた。

アムネスティは、新しい報告書「首に掛けられたロープ：日本における精神医療と死刑」の中で、日本において精神障害を持つ死刑囚に死刑が執行されていることは、日本が署名している、深刻な精神障害を持つ死刑囚を死刑から保護するよう義務づける国際基準に違反している、と強く批判した。

現在、日本では 102 人の死刑囚が、死刑が執行されるのかどうか、そして、いつ死刑が執行されるのか、その告知を待っている。法的手続きが終了した死刑囚は、死刑執行を待つ日々を強いられており、たった 2、3 時間前の事前通告で死刑が執行される刑罰に向き合っている。毎日毎日が彼らの最後の日になる可能性があり、そして、死刑執行令状を持った刑務官の到着が、数時間以内に行われる彼らの死刑執行を宣告することになる。何年も、時によっては何十年もこのような年月を生きる人びとがいるのである。

「長期間にわたって、受刑者を処刑の恐怖に日々さらされて生きる状況におくことは、残虐であり、非人道的かつ品位を傷つける行為である。日本において死刑囚に課される処遇は、彼らが死刑囚監房において、深刻な精神障害を発症する高い危険性にさらされていることを意味する」と、アムネスティの保健問題専門家で、この報告書の主執筆者であるジェームス・ウェルシュは述べた。

「死刑囚の処遇は、彼らが深刻な精神衛生上の問題を発症するのを防止するために、直ちに改善される必要がある」

日本の精神障害を抱える死刑囚の正確な人数は不明である。死刑制度と死刑囚の健康についての秘密主義と、独立した精神医療の専門家による調査の欠如が、死刑囚の精神状態を判定する方策として二次的な証言や記録に依拠するしかないという状況をもたらしている。日本政府は、死刑囚への面会を許可しない方針を取っており、アムネスティの死刑囚への面会要求を拒否している。

アムネスティは、死刑囚がお互いに会話をすることを許されておらず、厳格な隔離が強制されているとの情報を得た。死刑囚の家族や弁護士、その他の人びととの面会は、1 回あたりたった 5 分程度に制限されている。トイレに行くことを除いて、死刑囚は、独房の中で動き回ることを許されておらず、座り続けていなければならない。死刑囚は、他の受刑者に比べて、新鮮な空気や光に触れる機会も少なく、彼らに課せられた厳格な規則に違反する可能性がある行為をしたという理由で、更なる処罰を受ける場合もある。

「こうした非人間的な環境は、死刑囚の不安と苦痛を増大させる。そして、多くの場合、死刑囚の精神

的なバランスを失わせ、精神障害に追い込むことになる」とジェームス・ウェルシュは述べた。

アムネスティによる国際調査によれば、精神衛生上の問題に苦しんでいる人びとは、死刑に追い込まれる危険性が特に高いことが示されている。精神障害が、犯罪に関与してしまう一因となることもあり、効果的な法的弁護に関与する被告の能力を損ない、さらに、控訴を断念するという死刑囚の決断に重大な影響を与える可能性がある。

今回の報告書は、日本政府に対して、死刑廃止を念頭に置いて死刑の執行停止を行うよう求めている。また、日本政府に精神障害 が関係しているかも知れないあらゆる事件を再調査し、精神障害を持つ死刑囚が死刑執行されないよう保証し、死刑囚の状況を改善するよう求めている。そうすれば、死刑囚が、精神衛生状態の悪化や深刻な精神障害の発症に苦しまずに済むのである。

アムネスティは、日本政府に対し、国際人権基準を遵守することによって、人権に対する確固たる責任を示すよう要求する。

**2009年9月10日**  
アムネスティ・インターナショナル

## 資料 6： 国連総会・死刑執行停止決議（アムネスティ日本・仮訳）

国際連合 A/RES/65/206 2010年12月21日

国連総会 第65会期

### 死刑の適用の停止

国連総会は、

国連憲章に盛り込まれた目的と原則に導かれ、

世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約、および子どもの権利条約を想起し、

死刑の使用の停止に関する国連総会決議 62/149 および 63/168 において、国連総会が死刑を存置している国ぐにに対し、死刑の廃止を視野に入れた死刑執行停止を確立するよう求めていることを再確認し、死刑執行における司法の誤りや欠陥は、撤回できず回復不可能であることを留意し、

死刑の使用の停止が、人間の尊厳に対する尊重と人権の強化および進展に貢献すること、そして死刑の抑止力としての価値にはなんら確証がないことを確信し、

死刑に関する各国での議論や地域的なイニシアティブの継続や、死刑の使用に関する情報公開を進める国ぐにの数が増加していることに留意し、

また、死刑の執行停止に関する各国間の技術的協力に留意し、

1、決議 63/1684 の実施に関する事務総長からの報告書、および同報告書に含まれる結論と提案を歓迎する。

2、また、死刑適用犯罪を減らすための各国での取り組みや、死刑の執行を停止する国ぐにが増加し、多くのケースにおいて死刑廃止に繋がっていることを歓迎する。

3、あらゆる国ぐにに対し、

(a) 死刑に直面している者の権利保護の保障を規定する国際基準、特に 1984 年 5 月 25 日の経済社会理事会決議 1984/50 の付属書に定められた最低基準を尊重し、この件についての情報を国連事務総長に提供し、

(b) 可能な限りの情報に基づく透明性の高い国民的議論に寄与することができる、死刑の適用についての関連情報を公開し、

(c) 死刑の使用を徐々に制限し、死刑を科すことのできる犯罪の数を減らし、

(d) 死刑の廃止を視野に入れた死刑執行停止を確立することを求める。

4、死刑を廃止した国々に対し、死刑を再導入しないよう要請すると共に、死刑廃止に関する各国の経験を共有することを奨励する。

5、事務総長に対し、国連総会第 67 会期において、当決議の実施状況について報告するよう要請する。

6、この問題について、国連総会第 67 会期においても、人権の促進及び保護という議題の下で継続して検討することを決定する。